

役員報酬規程

平成24年 4月 1日制定

平成25年 3月31日改訂

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国際超電導産業技術研究センター（以下「センター」という。）定款第31条第1項の規定に基づき、センターの役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 前項の報酬は、年間1250万円を上限に理事長が理事会の承認を得て定める。

(定例報酬の支給)

第3条 常勤役員の報酬の支給日は、毎月25日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日の最も近い休日でない日）とする。

2 新たに常勤役員となった者の就任した月の報酬は、日割り計算による。

3 常勤役員が退職し、又は死亡したときは、日割り計算によりその日までの報酬を支給する。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年4月1日)

附 則

この規程は、平成25年度より適用する。